

一般社団法人公立大学協会 平成30年度定時総会 議事録

日時：平成30年5月28日（月）15時45分～16時45分

会場：学士会館 210号室

出席者数：会員現在数の学長89名のうち84名（うち書面による意思表示8名）

【会員現在数89名のうち過半数の学長が出席しており成立】

議長：郡健二郎 会長

公立大学の将来構想についての荒川哲男第1委員会委員長の説明に続き、議案第3号審議の前提として、文部科学省への認証申請の経緯等について鬼頭宏第3委員会委員長より説明があり、予め質疑を行った。

【議案審議】

議事録署名人に、柴田洋三郎学長（福岡県立大学）、上泉和子学長（青森県立保健大学）が選任された。

議案第1号 新会員入会について

長野県立大学、公立諏訪東京理科大学、公立小松大学の入会について、承認された。

議案第2号 平成29年度事業報告及び決算について

平成29年度事業について、「平成29年度事業報告書」に基づき報告があり、続いて決算について、「平成29年度財務諸表」に基づき報告があった。

上泉和子監事より、一般社団法人公立大学協会の平成29年度事業及び財務諸表については、4月27日に片桐恭弘監事及び上泉和子監事がホテルメルパルク東京において監査を行い適正な執行を確認した旨報告があり、続いて郡健二郎会長より同日の理事会において事業報告及び決算が承認された旨、説明があった。その後、平成29年度決算について原案どおり承認された。

議案第3号 新たな認証評価機関の設立に向けた支援について

事務局より資料に基づき、認証評価機関の設立に向けて独立機関化した公立大学改革支援・評価研究センター（以下、センターとする）に関し、以下の2点について説明があった。

- センターに認証評価機関として必要な法人格を付与するため、理事会の定めるところにより一般財団法人設立に必要な財産の拠出を行うこと
- センターにおける認証評価事業が軌道に乗るまでの間、センターに対し、理事会の定めるところにより必要な支援を行うこと

その後、この2点について原案どおり承認された。

議案第4号 平成30年度事業計画及び収支予算について

事務局より、平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、資料に基づき説明があった。その後、原案のとおり承認された。

これらの決議事項を証するため、議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに署名する。

平成30年 月 日
一般社団法人公立大学協会

議長

議事録署名人

議事録署名人

議案第3号

新たな認証評価機関の設立に向けた支援について

平成30年1月の臨時総会の決議により、認証評価機関の設立に向けて独立団体化した公立大学改革支援・評価研究センター（以下、センターとする）が、3月に文部科学省に対し認証申請を行ったところ、3月の大学分科会での諮問に続き、4月には第1回目となる審査委員会が開かれるなど、認証に向けた一定の進展がみられることから、機関の設立に向け、以下の事項について承認を求めます。

1. センターに認証評価機関として必要な法人格を付与するため、理事会の定めるところにより一般財団法人設立に必要な財産の拠出を行う。
2. センターにおける認証評価事業が軌道に乗るまでの間、センターに対し、理事会の定めるところにより必要な支援を行う。

平成 30 年 4 月 27 日
一般社団法人公立大学協会理事会

新たな認証評価機関の設立と運営について

1 機関の設立

(1) 設立

- 公立大学の特性に対応した評価システムをもつ認証評価機関を、公立大学協会の総会決議を得て設立する。
- 設立する認証評価機関は一般財団法人とし、公立大学協会がその財産を拠出する。
- 一般財団法人の設立は、認証評価機関申請を行った任意団体「公立大学改革支援・評価研究センター」に法人格を付与する形で行う。

(2) 名称・目的

- 認証評価機関となる団体は、その名称を「一般財団法人 大学教育質保証・評価センター」（以下「センター」）とする。
- センターは、認証評価事業の実施を通じ、公立大学を中心とする我が国の大学等の改革を支援し、その発展・充実に寄与する。

2 機関の運営

(1) 会員

- センターの趣旨に賛同する公立大学はセンターの会員となり、会費を負担する。
- センターの会員となった大学は、評価委員、評価事務担当者の派遣を積極的に行う。

(2) 公立大学協会の支援

- 評価事業が軌道に乗るまでの間、公立大学協会はセンターに対し、以下の支援を行う。
 - ・ 事務所スペース及び事務職員のエフォートの提供
 - ・ 運営資金の貸し付け

(3) 認証評価事業の開始

- センターは、文部科学大臣の認証を得られる見通しに従って、認証評価事業の開始時期を定める。
- 認証評価事業の開始にあたり、会員校負担の軽減と評価機関の安定的運営の双方に配慮した会費及び評価手数料を示し、公立大学協会会員校の理解を得ることとする。

新たな認証評価機関の設立に向けた検討の経緯

平成 29 年 5 月 23 日 公立大学協会 定時総会

事業計画 II 基本方針に関する計画

基本方針 3

公立大学改革支援・評価研究センターの活動により、会員校支援の充実をはかる。

③ 公立大学法人評価と一体的に実施する認証評価の実現をめざし、公立大学の評価に関する研究を進める。

平成 29 年 10 月 10 日 公立大学学長会議

(新たな認証評価の構想に関する今後の方針)

新たな認証評価の実現可能性を慎重に検討しながら、評価を実施する機関の設立及び、当該機関が認証評価機関としての認証を得るために必要な取組みを進めることとする。新たな認証評価の開始時期については、平成 31 年度からの実施を目標とする。

平成 30 年 1 月 25 日 公立大学協会 臨時総会

公立大学改革支援・評価研究センターの団体化について

これまで公立大学協会内の一組織であった「公立大学改革支援・評価研究センター」(以下「センター」とする)に、新たに代表者を置き、人格なき社団(任意団体)として団体化する。また、団体化したセンターが実施する事業に対し、平成 29 年度の収支予算の「センター関係」の項目に定める予算に従って、その実施経費を負担する。

(理由)

認証評価機関としての認証を受けるための申請は、認証評価機関になろうとする者が行うこととされていることから、センターを団体化することで申請主体としての要件を整える。